

## 大津市簡易内管施工登録店処分基準要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大津市簡易内管施工登録店規程（以下「規程」という。）第11条の規定による簡易内管施工登録店の登録の取消し等の処分及び第4条第1号に規定する者の処分等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審査機関)

第2条 大津市公営企業管理者（以下「公営企業管理者」という。）は、簡易内管施工登録店（以下「登録店」という。）及び簡易内管施工士（以下「施工士」という。）の処分の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、簡易内管施工登録店審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次条に規定する違反行為に対する違反点及びその処分について協議し、公平にその判定を行い、公営企業管理者に具申することをもってその権限とする。

3 委員会は、局長、企業総務長、技術事業長、施設事業長、企業総務課長、水道ガス整備課長、水道ガス改良課長及び維持管理課長をもって組織し、委員長は、局長とする。

4 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職を代理する。

5 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

6 委員会は、3分の2以上の委員が出席しなければ開くことができない。

7 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

8 委員長は、緊急を要するときその他特別の事情があると認める場合には、書面による賛否を求めて委員会の協議に代えることができる。

9 委員会は、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

10 委員会は、会議の経過及び結果を速やかに公営企業管理者に報告しなければならない。ただし、第8項の規定を適用した場合は、書面合議によるものとする。

11 委員会に関する事務は、お客様設備課において処理する。

### (違反点)

第3条 登録店又は施工士が別表1に定めるそれぞれの違反等の事項に該当する行為を行ったときは、同表に定める違反点を付加する。

2 前項の違反点の適用期間は、違反点の付加を受けた日から1年間とする。ただし、登録店又は施工士の効力の一時停止に該当する場合は、当該停止期間に1年間を加えた期間とする。

3 公営企業管理者は、第1項の違反点を付加したときは、登録店又は施工士に通知するものとする。

### (処分)

第4条 公営企業管理者は、前条の規定により登録店又は施工士に付加された処分の違反点の合計が別表2に定める点数となったときは、同表に定める処分を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、公営企業管理者は、登録店又は施工士が他の工事等での違反行為その他反社会的行為等を行ったとき又はこの要綱に定める基準により処分することが不相当と認めるときは、その都度判断のうえ処分するものとする。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、登録店及び施工士の処分に関し必要な事項は、その都度公営企業管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表 1

	違反等の事項		補 足	違反点
1	ガス工事に起因する 事故等 (報告義務関係)	死亡事故	ガス関係報告規則第4条第1項の表事故の欄一、二、十四又は十六に基づくもの	8
		傷害・損害	ガス関係報告規則第4条第1項の表事故の欄五、六、九、十、十一、十五、十七又は十八に基づくもの	8
		供給損害事故等	ガス関係報告規則第4条第1項の表事故の欄三、又は十三に基づくもの	8
		上記以外		8
2	【規程第7条第1項1号関係】	適正な費用で簡易内管工事を施行しなかったとき		2
3	【規程第7条第1項2号関係】	簡易内管工事の請負契約時に請負金額、工事期間その他必要事項を明確に示さなかったとき		2
4	【規程第7条第1項3号関係】	簡易内管工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき		4
5	【規程第7条第1項4号関係】	簡易内管施工登録店としての自己の名義を他の者に貸与したとき		4
6	【規程第7条第2項関係】	代表者又は資格者が法令等に違反して禁錮以上の刑に処せられたとき		8
7		ガスに関する法令、条例又は規程に違反する行為をしたとき		4
8		施工士をして工事等に從事させなかったとき	選任施工士以外の者が施工したとき	4
9		簡易内管工事完了報告書の提出が工事完了から5日営業日以上経過したとき	完了報告書及び竣工図等の提出	2
10		局の指示に対し正当な理由がなくこれに応じず拒否した場合	完了報告書類の訂正、施工士の立合い等	2

1 1	【規程第7条第2項関係】	正当な理由なく不良工事の改善命令（指示）に従わなかったとき	保証期間（一年間）を含む	2
1 2		その他施工士の職務違反	事前協議、連絡調整等	2
1 3		正当な理由なく工事の申込みを拒否したとき	工事申込み時におけるお客様とのトラブル	2
1 4		工事記録を3年間保管していなかったとき		2
<p>1. 違反点の適用は、1の事案について違反等の事項のうち2以上の項に該当したときは、当該違反点のうちの最も高いものをもって違反点とする。</p> <p>2. 違反の件数は、原則として1工事につき、1件として違反点を付加するものとする。</p>				

別表 2

第7条関係

違反点	処 分	
	登 録 店	施 工 士
2 点に達したとき	警 告	警 告
4 点に達したとき	3 か月間 登録の効力停止	3 か月間 資格の効力停止
6 点に達したとき	6 か月間 〃	6 か月間 〃
8 点に達したとき	遵守事項違反者として 「登録取消し」	遵守事項違反者として 「資格の効力取消し」